

平成29年第2回臨時会

長野原町議会会議録

平成29年 5月16日 開会

平成29年 5月16日 閉会

長野原町議会

平成29年5月第2回長野原町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (5月16日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸報告	6
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
○常任委員会委員の選任について	21
○副議長の辞職許可について	22
○副議長の選挙について	23
○副議長当選承諾及び挨拶	25
○議長の辞職許可について	26
○議長の選挙について	27
○議長当選承諾及び挨拶	29
○常任委員会委員の選任について(続き)	30
○議会運営委員会委員の選任について	31

○閉会の宣告.....	3 3
○署名議員.....	3 5

長野原町告示第91号

平成29年5月第2回長野原町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年4月26日

長野原町長 萩原睦男

1 招集期日 平成29年5月16日

2 招集場所 長野原町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（長野原町税条例の一部を改正する条例制定について）
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）
- (3) 専決処分の承認を求めることについて（長野原町水源地域における固定資産の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について）
- (4) 常任委員会委員の選任について
- (5) 議会運営委員会委員の選任について

○応招・不応招議員

応招議員（10名）

1番	篠原	茂君	2番	富澤	重男君
3番	入澤	信夫君	4番	浅井	進君
5番	入澤	勝彦君	6番	黒岩	巧君
7番	浅沼	克行君	8番	牧山	明君
9番	大羽賀	進君	10番	豊田	銀五郎君

不応招議員（なし）

第 2 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成29年5月第2回長野原町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成29年5月16日(火曜日)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(長野原町税条例の一部を改正する条例制定について)
- 第 5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について)
- 第 6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(長野原町水源地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について)
- 第 7 議案第1号 常任委員会委員の選任について
- 第 8 議案第2号 議会運営委員会委員の選任について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

追加日程第 9 副議長の辞職許可について

追加日程第10 選挙第1号 副議長の選挙について

追加日程第11 議長の辞職許可について

追加日程第12 選挙第2号 議長の選挙について

出席議員(10名)

1番	篠原 茂 君	2番	富澤 重男 君
3番	入澤 信夫 君	4番	浅井 進 君
5番	入澤 勝彦 君	6番	黒岩 巧 君
7番	浅沼 克行 君	8番	牧山 明 君
9番	大羽賀 進 君	10番	豊田 銀五郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	萩原睦男君	副町長	市村敏君
ダム担当副町長	佐藤修二郎君	教育長	市村隆宏君
総務課長	唐沢健志君	町民生活課長	野口純一君
税務課長	湯本満君	出納室長	松本こづ江君
建設課長	唐沢正人君	ダム対策課長	篠原博信君
上下水道課長	都丸斉君	教育課長	矢野今朝治君
産業課長	野口芳夫君	企画政策課長	中村剛君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	土屋靖彦	書記	平林佑樹
------	------	----	------

開会 午前10時20分

◎開会の宣告

○議長（大羽賀 進君） ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成29年5月第2回長野原町議会臨時会を開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（大羽賀 進君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大羽賀 進君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大羽賀 進君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において5番、入澤勝彦君、6番、黒岩巧君を指名をいたします。

◎会期の決定

○議長（大羽賀 進君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。会期は、去る4月26日開催の議会運営委員会において協議の結果、本日1

日を予定したところでございます。

会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、さよう決しました。

なお、会期日程表は配付のとおりでありますので、参考にしていただきたいと思ひます。

◎諸報告

○議長（大羽賀 進君） 日程第3、諸報告は議会運営委員会、例月出納検査、議会活動等の報告であります。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

委員長、豊田銀五郎君。

〔議会運営委員長 豊田銀五郎君 登壇〕

○議会運営委員長（豊田銀五郎君） 議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告を行います。

本委員会は、下記事項について協議したので報告します。

記

1. 委員会開催日 ごらんいただきたいと思ひます。
2. 出席者 引き続きごらんいただきたいと思ひます。
3. 協議事項
 - (1) 全員協議会について
次第書のとおり了承した。（開催日5月16日本会議前）
 - (2) 5月議会臨時会の日程について
5月16日（火）とし、会期を1日とすることとした。
 - (3) 議事日程について
議事日程のとおり了承した。
 - (4) 提出案件について
提案のとおり了承した。
 - (5) 議会活動報告について

報告書のとおり了承した。

(6) その他

1) 当面の行事予定等について

予定表のとおり了承した。

2) 6月定例会の日程について

・議会運営委員会 5月24日(水)午前10時開会。

・6月定例会、初日6月6日(火)、2日目6月13日(火)午前10時開会とした。

3) その他

なし。

4. 閉 会 (午前10時45分)

以上、朗読をもって報告といたします。

○議長(大羽賀 進君) 議会運営委員会の報告が終了いたしました。

特に質問がありましたら、お願いをいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大羽賀 進君) 質疑を終結いたします。

委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大羽賀 進君) 異議なしと認め、委員長の報告のとおり決しました。

以上で、議会運営委員会の報告を終結いたします。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

監査委員、入澤勝彦君。

[監査委員 入澤勝彦君 登壇]

○監査委員(入澤勝彦君) 議長の指名によりまして、例月出納検査の報告を行います。

お手元に2月と3月分がありますが、3月の資料をもって説明させていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成29年3月分の例月出納検査を実施したので、同条第3項の規定により検査結果に関する報告書を提出します。

例月出納検査報告書。

第1 検査の概要

1、検査の対象

平成29年3月分の一般会計、特別会計に係る現金、預金等の出納保管状況及び事業

会計に係る現金、預金等の出納保管状況。

2、検査の実施日

平成29年4月28日

3、実施した検査手続き

検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と各金融機関の預金及び借入金の残高証明書、関係諸帳簿等との照合その他、通常実施すべき検査手続きを実施した。

第2 一般会計、特別会計収支の状況

表についてはごらんいただきたいと思います。

平成29年3月末現在における現金、預金の金額及び会計管理者から提出された収支計算書、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係諸帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められた。

一般会計、特別会計の収支の状況は、次のとおりであります。

(1) 一般会計

収入、町税2,486万5,654円から繰越明許費の1億6,640万円まで、合計19億3,749万1,775円。支出、議会費248万7,437円から繰越明許費の270万円までで、合計7億7,691万7,494円。

(2) 国民健康保険特別会計

収入、国民健康保険税1,854万2,642円から諸収入の13万4,667円まで、合計1億1,997万9,090円。支出、総務費27万4,799円から諸支出金の1万4,000円まで、合計7,205万9,826円。

(3) へき地診療所特別会計

収入、診療収入460万4,912円から諸収入の4,310円まで、合計469万5,544円。支出、総務費278万3,780円、医業費が208万2,025円、合計486万5,755円。当月分診療実績は診療日数21日、延べ患者数576人（1日平均27.4人）、往診36人で、請求点数は61万330点であります。

(4) 簡易水道事業特別会計

収入、使用料及び手数料444万6,324円から諸収入の31万3,034円まで、合計9,684万4,358円。支出、簡易水道費1,888万3,386円、合計1,888万3,386円。

(5) 農業集落排水事業特別会計

収入、分担金及び負担金 5 万円、繰入金が 2,658 万円、合計 2,882 万 4,210 円。

支出、農林水産業費 223 万 3,018 円、合計 223 万 3,018 円。

(6) 公共下水道事業特別会計

収入、分担金及び負担金 5 万円から繰入金の 2,194 万 8,000 円まで、合計 3,571 万 5,600 円。支出、土木費 122 万 4,857 円、合計 122 万 4,857 円。

(7) 介護保険特別会計

収入、保険料 1,529 万 1,500 円から県支出金 547 万 3,000 円まで、合計 6,478 万 6,885 円。支出、総務費 27 万 614 円から予備費のマイナス 2 万 3,200 円で、合計 4,134 万 9,840 円。

この予備費のマイナス 2 万 3,200 円につきましては、ちょっと補足で説明させていただきます。これは当初の予算では、第 1 号被保険者保険料の還付金が予定より多くありまして、その支出する科目がなくなりまして一旦予備費で支払いをしていました。補正予算可決後に、3 月分で正しい科目へ振替したために、これを戻し入れましたので、一応マイナスで 2 万 3,200 円という数字で出ております。

(8) 生活再建支援事業特別会計

収入、支出ともにございませんでした。

(9) 後期高齢者医療特別会計

収入、後期高齢者医療保険料 839 万 3,200 円、繰入金が 4 万 6,000 円、合計 843 万 9,200 円。支出、総務費 1,121 円、保健事業費 4 万 6,000 円、合計 4 万 7,121 円。

(10) 浄化槽整備事業特別会計

収入、使用料及び手数料 32 万 7,230 円、繰入金 178 万 1,000 円、合計 210 万 8,230 円。支出、土木費 3 万 5,632 円、合計 3 万 5,632 円。

(11) 浅間園事業特別会計

収入、営業収入 9,600 円から諸収入の 10 万 1,180 円まで、合計 711 万 1,780 円。支出、総務費 138 万 666 円、合計 138 万 666 円です。

第 3 事業会計収支の状況

表については、ごらんいただきたいと思います。

平成 29 年 3 月末日現在における各事業会計の現金、預金及び管理者等から提出された試算表、その他の資料に記載されたこれらの金額は、いずれも関係諸帳簿等の記載金額と

一致し、計数上の誤りはないものと認められた。

各会計別収支の状況は、次のとおりであります。

(1) 浅間上水道事業会計

収入、営業収益555万6,870円、合計555万6,870円。支出、営業費用411万777円、合計411万777円。

(2) 北軽井沢簡易水道事業会計

収入、営業収益332万8,782円、営業外収益325万2,516円、合計658万1,298円。
支出、営業費用241万2,222円、営業外費用273万6,201円、合計514万8,423円
あります。

以上、朗読をもって説明とさせていただきます。

○議長（大羽賀 進君） 例月出納検査の報告が終了いたしました。

特に質問がありましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結いたします。

監査委員の報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、監査委員の報告のとおり決しました。

以上で、例月出納検査の報告を終結いたします。

次に、議会活動報告等については、配付のとおり了承いただきたいと思います。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長野原町税条例の一部を改正する条例制定について）を議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 承認第1号 長野原町税条例の一部を改正する条例制定にかかわる専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行となるため、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正点は、軽自動車税のグリーン化特例の延長や、町民税、固定資産税規定の整備等でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（湯本 満君） それでは、承認第1号 長野原町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてご説明させていただきます。

ただいま町長が申し上げましたとおり、地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されました。これを受けまして、本町も同日付で改正条例を専決処分し、公布いたしました。

2枚目が専決処分書でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

7枚目をごらんください。左が現行、右が改正後となります。

税条例の改正につきましては、大変内容が分かりづらいため、概略を申し上げさせていただきます。また、改正等内容につきまして資料を添付させていただきましたので、後ほどご確認いただければと思います。

初めに、1ページ目をごらんください。

第33条、所得割課税標準の改正ですが、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得について提出された申告書に記載された事項、その他事項を勘案し、町長が課税方式を決定できることを明確化するものでございます。

2ページ目、34条の9配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除につきましては、1ページ目の第33条が改正されたことによる所要の規定の整備となります。

続いて3ページ目中段から6ページ上段までの第48条、法人の町民税の申告納付及び第6ページ、第50条、法人の町民税に係る不足額の納付の手続につきましては、地方税法第326条の納期限後に納付をし、または納入する市町村税に係る延滞金及び第321条の2、法人の

町村民税の不足額及びその延滞金の徴収の改正に伴うもので、昨年12月議会においても改正された条例を修正するものでございます。

続いて、8ページをごらんください。

61条ですが、震災等により滅失等した償却資産に係る償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例の規定の追加による改正となります。

同ページ、63条の2の改正につきましては、居住用超高層建築物に係る税率の按分方法の規定の追加による改正となります。

続きまして、同ページ下段の第63条の3から10ページ下段、第74条の2につきましては、地方税法第349条の3の3被災住宅用地に対する固定資産の課税標準の特例の規定の改正による改正となります。

続いて、11ページ下段、附則第8条をごらんください。地方税法附則第6条、肉用牛の売却による事業所得に係る都道府県民税及び市町村民税の課税の特例第4項の改正に伴う改正の適用期限を3年間延長するものでございます。

続いて、12ページ中段、附則第10条、読替規定で、地方税法附則第15条の3の2償却資産に関する規定の追加による改正でございます。

同ページ下段の第10条の2の改正ですが、地方税法附則の固定の課税標準の特例、附則第15条第27項の特定特殊自動車、第36項、協定倉庫及び第40項、ノンフロン機器の廃止に伴う項ずれによる改正となります。

次に、13ページ下段から18ページ上段までの附則第10条の3の改正ですが、地方税法第15条の9の2耐震改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の規定の追加等による改正となります。家屋に係る固定資産税120平米分を2分の1の軽減をするというものでございます。

続いて、18ページ上段、16条の改正でございますが、こちらは3月議会で改正されたグリーン化特例の改正となり、地方税法第30条、軽自動車税の税率の特例の改正に伴う改正で、軽自動車のグリーン化特例軽課について重点化を行った上で、適用期限1年延長を2年延長とするものでございます。これにより、平成29年度及び平成30年度に最初の車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車税についても、燃費性能に応じてそれぞれ翌年度分の軽自動車税の税率が軽減されるものでございます。

次に、19ページ中段、第16条の2についてでございますが、削除されていた条に新たに地方税法第30条の2軽自動車税の賦課徴収の特例の新設に伴う改正でございます。こちらは三

菱自動車工業株式会社の燃費試験不正問題を受けての措置でございます。この不正により軽減された軽自動車税を不足額が生じたとき、認定申請を行った者がその所有者とみなし、適用すること等の措置でございます。

続いて、20ページ下段、第16条の3につきましては、第33条第4項の改正に伴う規定の整備となります。

続いて、21ページ下段、第17条の2優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を3年間延長する改正となります。

続いて、23ページ中段の第20条の2特例適用利子及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例。これは、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第10項の改正に伴う改正で、特例適用配当等に係る所得について提出された申告書に記載された事項その他の事項を勘案して、町長が課税方式を決定できることを明確化するものでございます。

また次の、第20条の3条約適用利子等及び条約適用配当等に関する町民税の課税の特例。こちらは、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第1項の改正に伴う改正で、条約適用配当等に係る所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事項を勘案し、町長が課税方式を決定できることを明確化するものでございます。

続きまして、改正文のほうをごらんいただきたいと思います。

改正文の8ページの附則をごらんください。よろしいでしょうか。

第1条につきましては、平成29年4月1日から施行することと、附則第6条の規定に関しては公布の日と規定し、第2条では、町民税に関する経過措置として29年度以降の住民税について適用し、平成28年度分は従前の例とすることと、第2項では、平成29年1月1日以降に納期が到来する法人町民税に係る延滞金について適用することが規定されております。

続いて第3条、固定資産税に関する経過措置についても、平成29年度以降の年度分について適用し、平成28年度分については従前の例によるものとして、第2項では、平成28年4月1日以降に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等に係る新法349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以降の年度分の固定資産税について、適用するものでございます。

第3項では、平成28年4月1日以降に新たに発生した震災等により滅失し、または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以降の固定資産税について

適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法349条3の3の第1項に規定する震災により滅失または損壊した家屋の敷地の用に供された土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものとし、第4項では、平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例によるものとし、第5項については、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された機器に対して、第6項では、新たに取得された機器に対して規定しております。

次に第4条、軽自動車税に関する経過措置については、平成29年度以降の年度分について適用し、28年度分までは従前の例によるものとして、第2項で不足分の原因が所有者以外の第三者にある場合は、軽自動車税の納付を申し出る機会を与え、第三者が申し出をしたときは所有者とみなして軽自動車税に関する規定を適用するもので、第3項で申し出は撤回できないことを規定しております。

次に、附則第5条による改正の新旧対照表、また新旧対照表に戻ってもらうんですけども、一番最後のページになるかと思うんですが、こちらをごらんください。

まず、附則第2条、長野原町税条例の一部改正ですが、こちら3月議会で改正した第2条の改正で、16条の2を削除する改正となります。

続いて、第3条につきましても、3月議会で改正されたものの改正となります。

以上、雑駁な説明でございますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了しましたので、質疑を行います。

8番。

○8番（牧山 明君） いつもわかりづらいんですけども、この税率とか、車両とかいろいろなものについての税率とかをまとめたような表というのはないんですか。例えば、このくらいの、こういう車種、こういうものについてはどのくらい課税するとか。

それと、説明の中で、町長がある程度課税の方法とかを決められるという説明がされたんですけども、長野原町としては、これは町長にお聞きするところなんですけれども、どういふところについては課税をしていくというような、よそと違ったことをやるのかどうか、あるいはどういうところに目をつけて課税をしていくのかというところについて、ちょっと説明をお願いします。

○議長（大羽賀 進君） では税務課長お願いします。

○税務課長（湯本 満君） 表ということでございますけれども、こちらの資料をつけさせて

もらったグリーン化特例対象ということで、これがもう全ての状況になってしまっていて、だから何cccがどうのこうのという意味ではなくなってしまう部分が今のところ、つまり…

…。すみません、一番最後の承認3号の一番後ろに、説明資料ということでつけさせてもらったんですけども、おわかりでしょうか。この中に、グリーン化特例対象及び軽課割合というので、表をつけさせてもらっていますので、このとおりになるかと思います。

今回の条例改正の関係資料というのがついておりますので、そちらである程度は各条項についての説明をさせてもらって、細かい部分はしてもらっていますので、そちらをごらんいただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 町長。

○町長（萩原睦男君） 原則として、今現在そういったものはなくて、全国と同じように課税をしているところなのですが、水没地域においては、軽減措置を今の時点で実施している例はございます。

以上でございます。

○議長（大羽賀 進君） 8番。

○8番（牧山 明君） ちょっと内容はよくわからないんですけども、一応この附属資料も絡めながら、ちょっと説明のほうをしてもらったほうがわかりやすいのかなと思うんで。

○議長（大羽賀 進君） 税務課長。お願いします。

○税務課長（湯本 満君） そうすれば、一番最初からということでなくて、グリーン化特例ということでよろしい、自動車軽自動車税でよろしいでしょうか。

そうすれば、1枚目のほうなんですけれども、こちら長野原町税条例の一部改正についてということで、一番左側が今回改正される町の条例第33条になります。真ん中が、それに関連した地方税法、こちらが法第313条の内容について記載させてもらっております。一番右の内容についてが、改正内容についてと、あとはその法律の部分でということですので説明したものでございます。

続いて2行目、2項目めなんですけれども、こちら34条の9についてなんですけれども、こちらが先ほど申しましたように長野原町税条例の改正される部分でございます。真ん中が、それに関連した法314条の9についてということで、右側の内容については第33条の改正に伴う所要の規定の整備ということで、こちらでその部分の細かい内容について説明させていただきました。

内容を全部読んだほうがよろしいですかね。

では、グリーン化特例について、ちょっとご説明させていただきます。

2枚目になります。

こちらについては、軽乗用車についてですけれども、対象車については、まず1項目め、電気自動車、あと天然ガス自動車については、内容については税率を概ね75%軽減するというもので、今現在軽自動車税が1万800円。こちらの自動車については、自家用が1万800円で、軽減される75%だと2,700円になるということです。続いて、営業車については6,900円が1,800円になるということです。続いてガソリン車・ハイブリッド車、こちら平成17年排出ガス規制の75%低減達成車に限るんですけれども、32年度燃費基準、こちらプラス20%達成車ということで、こちらは税率を概ね50%軽減、自家用車の場合は1万800円が5,400円、営業用の車が6,900円が3,500円ということになります。続いて、平成32年度燃費基準達成、こちら概ね25%の軽減ということで、乗用車につきましては1万800円が8,100円、営業車につきましては6,900円が5,200円となります。

めくって裏面にいってもらいまして、こちらが軽貨物車になります。こちら電気自動車・天然ガス自動車については、税率概ね75%軽減は同じで、軽貨物自家用については5,000円となっておりますが、これが1,300円。営業用の車が3,800円となっておりますけれども、こちらが1,000円となります。ガソリン車・ハイブリッド車については、平成27年度燃費基準でプラス35%達成ということで、税率概ね50%軽減。自家用については5,000円が2,500円、営業用3,800円が1,900円となります。

続いて、平成27年度燃費基準プラス15%達成車については、税率を概ね25%軽減、貨物の自家用につきましては5,000円が3,800円、営業用の車については3,800円が2,900円となる、こういった変更になります。

続いて、一番下の重課税ということで、初期登録より13年経過した車両については、自家用の乗用車について、今現在の現行が7,200円なんですけれども、こちら1万2,900円に課税されるということで、次に貨物車については4,000円が6,000円、営業用については乗用車が5,500円が8,200円、貨物車については3,000円が4,500円ということで課税されるようになるということでございます。

以上なんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結いたします。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りします。承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（長野原町税条例の一部を改正する条例制定について）は、原案のとおり可決承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり可決承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第5、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）を議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 承認第2号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定にかかわる専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布され、同年4月1日から施行となるため、本条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

主な改正点は、軽減判定所得の算定方法の見直し規定の整備等でございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○**税務課長（湯本 満君）** それでは、承認第2号 長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、説明させていただきます。

ただいま、町長が申し上げましたとおり、地方税法の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されました。これを受けまして、本町も同日付で改正条例を専決処分し、公布いたしました。

2枚目が専決処分書でございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。新旧対照表をごらんください。

4枚目の1ページをごらんください。左が現行、右が改正後となります。

第23条、1ページから2ページにかけての、国民健康保険税の減額の改定でございますが、所得者に係る保険税軽減の拡充を図るため、軽減対象となる世帯の軽減判定所得について見直すものでございます。2号、こちらは5割軽減世帯についての規定でございますが、こちらの軽減判定所得の計算方法について、1人について26万5,000円を加算した金額を1人について27万円加算した金額に。2ページの第3号、2割軽減世帯では、1人について48万円を加算した金額を1人について49万円加算した金額と変えるものでございます。

この改定により、軽減対象となる世帯の所得が上がりますので、結果として軽減対象世帯も拡充されることとなります。

以上については、平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○**議長（大羽賀 進君）** 説明が終了しましたので、質疑を行います。

質疑を終結いたします。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大羽賀 進君）** 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りします。承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（長野原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について）は、原案のとおり可決承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（大羽賀 進君）** 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり可決承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大羽賀 進君） 日程第6、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（長野原町水源地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について）を議題といたします。

初めに、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 萩原睦男君 登壇〕

○町長（萩原睦男君） 承認第3号 長野原町水源地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定にかかわる専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

水源地域対策特別措置法第13条の規定に基づく総務省令が、平成29年3月31日に改正され、同年4月1日から施行となるため、本条例の一部を改正する必要性が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大羽賀 進君） 次に、担当課長より内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（湯本 満君） それでは、承認第3号 長野原町水源地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、ご説明させていただきます。

ただいま町長が申し上げましたとおり、今回の条例改正は、水源地域対策特別措置法第13条の固定資産税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正されたことに伴い、町の条例も改正する必要性が生じたため、専決処分し、公布いたしました。

現在当町では、八ッ場ダム建設に伴い移住を余儀なくされた方々が町内代替地の家屋等を取得した場合に、固定資産税の急増による負担を緩和するために、本条例と八ッ場ダム建設に伴う家屋の移転に係る固定資産税の減免要綱により、固定資産税を5年間、本来の税額の2分の1とする減免を実施しております。今回の改正は、期限を2年延長する改正でござい

ます。新旧対照表をごらんいただければと思います。

この改正により、平成4年4月1日から平成27年3月31日までの間に行われた法第3条の規定による国土交通大臣の公示の日から平成29年3月31日となっておりましたが、平成29年3月31日付の省令で2年間延長されることから、これを平成31年3月31日と2年延長するものでございます。この条例の施行日ですけれども、公布の日から施行して平成29年4月1日から適用するというものでございます。

以上でございますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（大羽賀 進君） 説明が終了しましたので、質疑を行います。

7番。

○7番（浅沼克行君） 2年間、ダム関連の延長なんですけれども、これに該当する家庭というのはどのくらいあるんでしょうか。

○議長（大羽賀 進君） ダム担当副町長。

○ダム担当副町長（佐藤修二郎君） お答えさせていただきます。

これは、実際には2,700万円を超えるということですから、実際につくってみたいと何とも言えないんですけれども、今のところ旅館業については、2件の方が今後も旅館業を続けたいということでおっしゃっておりますので、この方が該当になるかなと思っております。製造業については、もう既にこれ以降つくるという表明をされている方はいないと思います。

いずれにしても、ダムの方は32年3月31日を完成期限で、いずれにしてもダムの供用が開始されるまでというふうにすることが定められておりますので、もう1年残りがあると思いますが、その辺の現状を見ながらまた総務省のほうに働きかけをして、延ばしていくような方法も考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（大羽賀 進君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○議長（大羽賀 進君） 質疑を終結いたします。

議案の委員会付託、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りします。承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（長野原町水源地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について）は、原案のとおり可決承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり可決承認されました。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（大羽賀 進君） 日程第7、議案第1号 常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

ご承知のとおり、委員会条例の規定によりまして、常任委員の任期は2年と定められています。常任委員の任期満了に伴う選任であります。委員会の所属については、各自希望もあろうかと思えます。前例に従って希望を取りまとめ、若干地域も勘案した上、調整したいと思えます。

なお、調整委員については、議長から指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認め、さよう決しました。

調整委員を議長において指名をいたします。議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業建設常任委員長及び正副議長を指名といたします。

それでは、事務局より希望調査票を配付させますので、第2希望まで記入の上、各自の氏名も記入してください。ではお願いいたします。

〔希望調査表配付〕

○議長（大羽賀 進君） よろしいでしょうか。

それでは、事務局において希望調査表を回収をいたします。

〔希望調査表回収〕

○議長（大羽賀 進君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

11時25分から再開いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時30分

○議長（大羽賀 進君） 会議を再開いたします。

ただいま休憩中に第1希望を優先に地区割り等を勘案の上、一部を調整した結果を報告いたします。お手元に写しを配付いたします。

総務文教常任委員会委員に、篠原茂君、浅井進君、入澤勝彦君、浅沼克行君、牧山明君。

産業建設常任委員会、富澤重男君、入澤信夫君、黒岩巧君、大羽賀進君、豊田銀五郎君に、各委員に選任されましたので、ご報告を申し上げます。

以上のとおりであり、委員会条例第7条の規定により、議長において報告のとおり各常任委員会の指名をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって各常任委員に選任することに決定いたしました。ここで暫時休憩いたします。

35分から再開いたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時35分

○議長（大羽賀 進君） 会議を再開いたします。

◎副議長の辞職許可について

○議長（大羽賀 進君） ただいま休憩中に、副議長の浅沼克行君より副議長の辞職願が提出されました。お手元に写しを配付いたします。

〔副議長辞職願写し配付〕

○議長（大羽賀 進君） お諮りします。この際、日程に追加し、追加日程第9、副議長の辞職許可についてとし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

追加日程第9、副議長の辞職許可についてを議題といたします。

本件は、本人の一身上に関するものであります。

地方自治法第117条の規定により退場を求めます。

7番、浅沼克行君。

〔7番 浅沼克行君 退場〕

○議長（大羽賀 進君） お諮りします。本件は本人の申し出によるものです。

浅沼克行君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

よって、浅沼克行君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

7番、浅沼克行君の入場をお願いいたします。

〔7番 浅沼克行君 入場〕

○議長（大羽賀 進君） ただいま副議長の辞職が許可されました。

副議長辞任の挨拶をお願いいたします。

7番、浅沼克行君。

〔7番 浅沼克行君 登壇〕

○7番（浅沼克行君） ただいま議長の指名をいただきましたので、副議長辞任に当たり、一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

平成27年5月臨時会において、議員の皆様のご暖かいご支援とご協力により、副議長の要職に就任させていただきました。以来2年間、微力ではございましたが、何とか務めることができました。議長を初め同僚議員の皆様のご指導のたまものと思います。ここに謹んで厚く御礼を申し上げます。

今後も、本町の発展と円滑な議会運営に貢献する所存でございます。一層のご指導、ご鞭撻をくださいますようお願い申し上げ、辞任の挨拶とさせていただきます。

本当にお世話になりました。ありがとうございました。

○議長（大羽賀 進君） ご苦勞さまでした。

◎副議長の選挙について

○議長（大羽賀 進君） お諮りします。副議長が欠けたので、日程に追加し、追加日程第10、選挙第1号 副議長の選挙についてとし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大羽賀 進君） 異議なしと認めます。

追加日程第10、選挙第1号 副議長の選挙についてを議題といたします。

選挙の方法は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大羽賀 進君） ただいまの出席議員は10名であります。

次に、立会人を指名をいたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番、富澤重男君、3番、入澤信夫君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大羽賀 進君） 念のため申し上げます。この選挙は公職選挙法の一部が適用され、単記無記名、法定得票数等が準用されます。

当選人とすべき議員の1名の氏名を記載を願います。

配付漏れはないですね。

それでは、ただいまから投票を行います。1番から順次、前に出て投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（大羽賀 進君） 直ちに開票を行います。

2番、富澤重男君及び3番、入澤信夫君、開票の立ち会いをお願いをいたします。

〔開 票〕

○議長（大羽賀 進君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 10票

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票のうち、黒 岩 巧 君 10票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、黒岩巧君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

- 議長（大羽賀 進君） ただいま副議長に当選されました黒岩巧君が議場におられます。会議規則第32条第2項に規定により、当選の告知を行います。
-

◎副議長当選承諾及び挨拶

- 議長（大羽賀 進君） 黒岩巧君、副議長当選の承諾とあわせて挨拶をお願いをいたします。
6番。

〔6番 黒岩 巧君 登壇〕

- 6番（黒岩 巧君） 議長の指名をいただきましたので、副議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位のご推挙により、長野原町議会副議長に選任されましたことは、この上ない光栄でございます。と同時に、非常に重大な責務を背負うものと痛感しております。もとよりその器ではございませんが、議員各位とともに、また萩原町長を初め町執行部と切磋琢磨しながら、議会の活性化、長野原町の発展のために微力を尽くしたいと存じます。

皆様方のさらなるご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

- 議長（大羽賀 進君） 以上で、副議長の選挙を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

50分から再開いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時50分

○副議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

◎議長の辞職許可について

○副議長（黒岩 巧君） ただいま休憩中に、議長の大羽賀進君より別紙のとおり、議長の辞職願が提出されました。

よって、地方自治法第106条の規定により議長の職務をとらせていただきます。

お諮りします。この際、日程に追加し、追加日程第11 議長の辞職許可についてとし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

追加日程第11 議長の辞職許可についてを議題とします。

本件は、本人の一身上に関するものであります。

地方自治法第117条の規定により退場を求めます。

9番、大羽賀進君。

〔9番 大羽賀 進君 退場〕

○副議長（黒岩 巧君） お諮りします。本件は、本人の申し出によるものです。

9番、大羽賀進君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

よって、大羽賀進君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

9番、大羽賀進君の入場をお願いします。

〔9番 大羽賀 進君 入場〕

○副議長（黒岩 巧君） ただいま議長の辞職が許可されました。

議長辞任の挨拶をお願いいたします。

9番、大羽賀進君。

〔9番 大羽賀 進君 登壇〕

○9番（大羽賀 進君） 議長の辞任に当たり、一言お礼の挨拶を申し上げます。

平成26年5月、そして平成27年5月、議員皆様方のご推挙により、きょうまで3年間議長の職を務めさせていただきました。この3年間は高山町政にかわり、新たに誕生した萩原町政とともに歩んできた3年間でもありました。議会と行政は常に対等の立場であり、目指す目標はともに地域住民の幸福と町政の発展であると思っております。

この3年間、微力ではございましたが、何とか務めることができましたのも、議員皆様方のご指導、ご鞭撻のたまものと思っております。ここで謹んで厚く御礼を申し上げます。

今後、地域住民のため、本町の発展のために努めていきたいと思っております。大変にありがとうございました。

○副議長（黒岩 巧君） 大羽賀議長、大変にお疲れさまでございました。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時より再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○副議長（黒岩 巧君） 会議を再開いたします。

◎議長の選挙について

○副議長（黒岩 巧君） お諮りします。議長が欠けたので日程に追加し、追加日程第12、選挙第2号 議長の選挙について、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（黒岩 巧君） 異議なしと認めます。

追加日程第12、選挙第2号 議長の選挙についてを議題とします。

選挙の方法は投票により行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（黒岩 巧君） ただいまの出席議員は10名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番、富澤重男君及び3番、入澤信夫君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○副議長（黒岩 巧君） 念のため申し上げます。この選挙は公職選挙法の一部が適用され、単記無記名、法定得票数等が準用されます。

当選人とすべき議員1人の氏名を記載願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（黒岩 巧君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱の点検〕

○副議長（黒岩 巧君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番から順次、前に出て投票をお願いいたします。

〔投票〕

○副議長（黒岩 巧君） 投票漏れはございませんか。

〔発言する者なし〕

○副議長（黒岩 巧君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

直ちに開票を行います。2番、富澤重男君及び3番、入澤信夫君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（黒岩 巧君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 10票

有効投票 10票

無効投票 0票です。

有効投票のうち、浅沼克行君 10票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、浅沼克行君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

- 副議長（黒岩 巧君） ただいま議長に当選されました浅沼克行君が議長におられます。会議規則第32条第2項に規定により当選の告知を行います。
-

◎議長当選承諾及び挨拶

- 副議長（黒岩 巧君） ただいま新議長が誕生いたしました。当選の承諾とあわせて挨拶をお願いし、議長の職務を交代したいと思います。ご協力ありがとうございました。

〔7番 浅沼克行君 登壇〕

- 7番（浅沼克行君） ただいま議長に推選されました浅沼でございます。新議長就任の挨拶をさせていただきます。

このたび、私、議員皆様方のご推挙により、長野原町議会議長の要職につくことになりました。まことに身に余る光栄でございます。

長野原町では現在、大詰めを迎えた八ッ場ダム問題を初め、産業振興、雇用の場の確保、少子高齢化等さまざまな諸問題を抱えています。こうした諸問題に対し、私たちは地域住民の代表者として地域の声を行政に反映させ、住みよい長野原町をつくっていくことは、私たちの使命だと思っています。そのためには、議会、町当局が一体となり、これらの諸問題に取り組んでいくことが重要であると思います。

どうか今後とも、皆様方のご理解、ご協力をよろしく願いいたしまして、議長就任の挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

〔議長 浅沼克行君 議長席に着席〕

- 議長（浅沼克行君） 早速ですが、議長の職務をさせていただきます。
-

◎常任委員会委員の選任について（続き）

○議長（浅沼克行君）　ここで委員会条例第9条の規定により、議長において各常任委員会を招集いたします。

各常任委員会の委員長を互選していただき、委員長のもとで副委員長を互選していただきます。

なお、最初の委員長互選をする際には、各委員会ごとの年長議員のもとで委員長を互選することとなります。

ここで暫時休憩といたします。

1時20分より再開いたします。よろしく申し上げます。

休憩　午後　1時08分

再開　午後　1時20分

○議長（浅沼克行君）　会議を再開します。

各常任委員会の正副委員長が決定されましたので報告いたします。

総務文教常任委員長に入澤勝彦君　副委員長に牧山明君

産業建設常任委員長に豊田銀五郎君　副委員長に富澤重男君

以上のおり、各常任委員会で互選されました。

ここで、各常任委員長より就任の挨拶をお願いいたします。

まず、総務文教常任委員長、入澤勝彦君。

〔総務文教常任委員長　入澤勝彦君　登壇〕

○総務文教常任委員長（入澤勝彦君）　議長の指名によりまして、就任のご挨拶をさせていただきます。

ただいま、総務文教委員の皆様方のご推挙をいただきまして、委員長の大役を仰せつかりました。

少子高齢化、教育問題、福祉の充実等問題が山積しております。もとよりその器ではございませんが、当常任委員会の所管するさまざまな問題あるいは地域の要望に対し、委員皆様方とともに懸命に取り組む所存でございます。

今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いし、委員長就任の挨拶とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（浅沼克行君） 次に、産業建設常任委員長、豊田銀五郎君。

〔産業建設常任委員長 豊田銀五郎君 登壇〕

○産業建設常任委員長（豊田銀五郎君） ご指名をいただきましたので、産業建設常任委員長の就任のご挨拶をさせていただきます。

ただいま、産業建設常任委員会のご推挙をいただき、委員長の大役を仰せつかりました。

長野原町の基幹産業である観光と農業の振興は、今後の町の発展に欠かすことのできない大きな問題です。長野原町は八ッ場ダムにより、これから大きく変わろうとしています。また、昨年正式認定を受けました浅間山北麓ジオパークにつきましても、これから大きく育てていくことが重要なことだと思います。

もとよりその器ではございませんが、今後とも町の発展を願い、委員の皆様方と懸命に努力する所存ですので、皆様方のご指導、ご協力をお願いし、委員長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（浅沼克行君） ここで暫時休憩します。

1時30分より再開いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時30分

○議長（浅沼克行君） それでは会議を再開します。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（浅沼克行君） 日程第8、議案第2号 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。本案は任期満了に伴う選任であります。

お諮りします。委員会条例第7条の規定により、議長においてお手元に配付のとおり指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅沼克行君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり議会運営委員に選任することに決定いたしました。

ここで委員会条例第9条の規定により、議長において議会運営委員会を招集いたします。

議会運営委員会の委員長の互選をしていただき、委員長のもとで副委員長を互選していただきます。

なお、最初の委員長互選する際には、年長議員のもとで委員長を互選することとなります。

ここで暫時休憩します。

35分に再開いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時35分

○議長（浅沼克行君） それでは会議を再開します。

議会運営委員会の正副委員長が決定されましたので報告いたします。

委員長に大羽賀 進 君 副委員長に浅 井 進 君

以上のとおり議会運営委員会で互選されました。

ここで委員長より就任の挨拶をお願いします。

議会運営委員長、大羽賀進君。

〔議会運営委員長 大羽賀 進君 登壇〕

○議会運営委員長（大羽賀 進君） ただいま、議会運営委員会の皆様方のご推挙により、委員長の大役を仰せつかりました。行政の諸問題を抱える中で、今後もさまざまな議事案件があろうかと思いますが、議員各位を初め町当局職員の皆様方のご協力を賜り、今後の議会運営が無事に、また円滑に運営できますよう、誠心誠意務めたいと思います。

今後とも、皆様方のご協力をお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、就任のご挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いをいたします。

○議長（浅沼克行君） 以上で議会運営委員の選任について終結します。

◎閉会の宣告

○議長（浅沼克行君） 以上をもって、平成29年5月第2回長野原町議会臨時会日程のすべてを終了いたしました。

臨時会を閉会とします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午後 1時40分